

令和4年4月20日

「令和4年度消費者月間 保護者向け消費者被害防止セミナー」について

毎年5月の消費者月間では、テーマを設定し、消費者、行政、事業者が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発を集中的に実施してきたところです。

令和4年度消費者月間は、令和4年4月の成年年齢引下げを踏まえ「考え方！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマとしています。このテーマに沿って、令和4年度消費者月間の保護者向け消費者被害防止セミナーを動画配信形式で下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

■ タイトル

「18歳から大人」ってどういうこと？－菊間弁護士に聞いてみよう－

■ 出演者

弁護士 菊間 千乃

18歳前後の子を持つ保護者

消費者庁審議官 片岡 進（司会）

■ 主な内容

1. 「成年年齢引下げ」ってそもそもどういうこと？
2. 懸念される新成人の消費者トラブル
3. もしトラブルに巻き込まれたら
4. 正しい知識に基づく日頃からの注意が一番の対策

■ 視聴方法

事前収録済みの動画を消費者庁 YouTube 公式チャンネルで配信する。

配信開始は令和4年5月中旬を予定。

以上

【問合せ先】

消費者庁新未来創造戦略本部

担当：福山、楠

電話：088-600-0015、088-600-0074